

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、取締役会及び監査等委員会を設置したコーポレート・ガバナンス体制の下で各種内部統制機能を適所に的確に配備し、株主及びステークホルダーの皆様に対して、経営の「効率性」と「透明性」を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの取組みの第一としてまいります。まず、効率性の向上については、取締役会に先駆けて重要案件を審議する経営戦略会議を設置することにより、取締役会をより効率的に運営してまいります。また、透明性の向上については、重要情報を遅滞なく開示していく体制を構築するとともに、監査等委員会が経営情報を正確に把握できる体制を構築することにより図ってまいります。

なお、当社は「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めております。詳細は当社ホームページをご参照ください。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針: <https://www.gift-group.co.jp/ir/governance.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1】最高経営責任者(CEO)等の後継者の計画(プランニング)の策定

当社は、設立10年を迎える前に東京証券取引所マザーズに上場を果たしましたが、こうした結果を短期間に残すことができたのは現在の代表取締役社長である田川翔の力量によるところが大きいと考えております。田川は、ラーメン事業にとって重要な味(品質)、店舗立地に対する目利きが社内でも最も優れており、且つ係数感覚、現場管理についても高い能力を有しておりますが、現在37歳であり、取締役10名の中で最年少であります。また、当社は現在も急成長を遂げるベンチャー企業であります。以上のような当社特有の状況を鑑み、今後成長する当社の後継者としてのあるべき姿(求めるべき要件)自体の定義も決して容易いものではなく、最高経営責任者(CEO)等の選任基準も現時点で定め切れておりません。しかしながら、今後は指名・報酬にかかる諮問委員会にて選任基準を定め後継者計画の策定とトレーニング体制の構築を図ってまいります。

【補充原則4-11】取締役会の評価結果の開示

当社は、各取締役の自己評価を踏まえ取締役会としての実効性につき「客観性を担保する外部評価」を受けることを検討しており、またその評価結果に基づき「課題抽出と改善に向けての取組み方針の策定」が重要であると考えております。そうした方針に沿って当該コードを遵守しようとする、客観性を担保する外部評価においては、委託機関の選定が最重要であると考えます。何故ならば、外部評価は客観性が担保されることと同等に、評価結果に一定の信頼性が保持されていなければならず、そうでなければ当社取締役会の実効性についてステークホルダーをミスリードする可能性があるからです。さらに実効性を上げるための「課題抽出と改善に向けての取組み方針」を合理的に定めなければならないと考えれば、委託機関の役割はますます重要性を増します。そうした状況を鑑み、当社は委託機関の選定、選定した委託機関による「客観性を担保する外部評価」を受けるとともに実効性を上げるための「課題抽出と改善に向けての取組み方針」についても協働して対応してまいります。しかしながら、まずは当該対応を社内的に実施するに留め、そこで得られた結果についての開示は、ミスリードの可能性を否定できない状況下では差し控えさせていただきますことといたします。

【原則4-14、補充原則4-14、補充原則4-14】取締役のトレーニング方針

当社は、取締役のトレーニング方針は定めておりませんが、企業理念や経営戦略を踏まえたトレーニングに努めており、全取締役に対して、ファイナンスやコーポレート・ガバナンス等に関する知見の充実のため、外部講師招聘による定期的な研修機会を設けております。また、社外取締役に對しては、当社グループの歴史や事業フレーム、ビジネスモデル等について理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うとともに、就任後の定期的な研修機会に加え、国内外の当社事業物件視察等の機会を設けております。今後は、取締役に對するトレーニング体制、トレーニング内容の更なる強化に向けて、引き続き指名・報酬にかかる諮問委員会を中心に検討してまいります。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、中期経営計画を策定し、一部の役職員の間で共有されております。しかしながら、全社で共有することは中期的な経営戦略、組織体制の見直し等、十分な説明を行う必要があると考えており、飲食業の事業特性柄、幹部社員が一堂に会する機会を設けることが難しい状況であります。こうした状況を踏まえるに、社員より先に対外的に経営戦略、経営計画が開示されることは、当社の事業管理、経営管理上、好ましいとは言えず、まずは当該経営情報が正確に社員に伝わる情報インフラの構築を急ぎ、その構築がなされた暁には積極的に経営戦略や経営計画を公表してまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式

当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において、政策保有株式に係る基本方針を定めております。詳細は当社ホームページをご参照ください。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針: <https://www.gift-group.co.jp/ir/governance.html>

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において、取締役及び主要株主等の関連当事者との取引に係る手続きを定めております。詳細は当社ホームページをご参照ください。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針: <https://www.gift-group.co.jp/ir/governance.html>

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は現在、企業年金制度を有しておりません。よって企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する状況に至っておりません。今後、企業

年金制度を導入することになった場合には、アセットオーナーとして期待される役割を認識した上で、責任ある行動に取り組んでまいります。

【原則3 - 1】 情報開示の充実

(1) 当社は、企業理念を策定しております。詳細は当社ホームページをご参照ください。

グループ企業理念: <https://www.gift-group.co.jp/vision/>

(2) 当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を策定し、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めております。詳細は当社ホームページをご参照ください。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針: <https://www.gift-group.co.jp/ir/governance.html>

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、本報告書「 - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項の【取締役報酬関係】に記載の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 当社は、国籍、性別に拘らず、人格、見識、能力の優れた人物を経営陣幹部として選任・指名する方針としております。また、経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名にあたっては、指名・報酬諮問委員会を中心とした議論を経て策定した役員選解任基準に基づき、指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決定しております。

(5) 取締役候補の個々の指名理由については、定時株主総会招集通知「株主総会参考書類」をご参照ください。

株主総会招集通知: https://www.gift-group.co.jp/ir/library_05.html

また、社外取締役の選任理由については、本報告書「 - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】会社との関係(2)」をご参照ください。

【補充原則4 - 1】 経営陣への委任の範囲

取締役会は、法令又は定款で定められた事項の他、当社グループの経営の基本方針の策定他、「取締役会規程」及び「職務権限規程」に定められた当社グループの経営に関する重要な事項について決定を行っております。また、取締役会の決議により定められた一定の事項については稟議手続等によって決定することとしております。

【原則4 - 9】 独立社外取締役の独立性基準

当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において、独立社外取締役の独立性基準を定めております。詳細は当社ホームページをご参照ください。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針: <https://www.gift-group.co.jp/ir/governance.html>

【補充原則4 - 11】 取締役会のバランス、多様性、規模に関する考え方

当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において、取締役会のバランス、多様性、規模に関する考え方を定めております。詳細は当社ホームページをご参照ください。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針: <https://www.gift-group.co.jp/ir/governance.html>

【補充原則4 - 11】 取締役の兼任状況

取締役の他の会社との主な兼任状況については、株主総会招集通知「株主総会参考書類」をご参照ください。なお、当社は「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において、取締役の責務として「当社の為に十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する」旨を定めております。また、当社の社外取締役の兼任状況は随時報告を受け、当社の取締役としての役割・責務を十分に果たすことができる旨、確認しております。

株主総会招集通知: https://www.gift-group.co.jp/ir/library_05.html

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針: <https://www.gift-group.co.jp/ir/governance.html>

【原則5 - 1】 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において、株主との建設的な対話に関する方針を定めております。詳細は当社ホームページをご参照ください。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針: <https://www.gift-group.co.jp/ir/governance.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社グローウイング	4,400,000	44.35
田川 翔	804,000	8.10
笹島 竜也	736,000	7.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	575,000	5.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	460,200	4.64
野村信託銀行株式会社(投信口)	245,000	2.47
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	176,392	1.78
丸本 桂三	117,200	1.18
末廣 紀彦	90,676	0.91
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	70,100	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、4月30日時点のものでございます。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	10 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
露木 一彦	他の会社の出身者											
佐藤 信之	他の会社の出身者											
藤村 平和	他の会社の出身者											
花房 幸範	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
露木 一彦	○	○	――	飲食上場企業で培った豊富な知見を当社監査に反映してもらうことを期待して選任しております。 また、社外取締役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。
佐藤 信之	○	○	――	飲食上場企業の取締役経験を当社監査に反映してもらうことを期待して選任しております。 また、社外取締役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。

藤村 平和	○	○	——	大手企業にて取締役を務めた経験を有しており、企業経営に関する豊富な知見を当社監査に反映してもらうことを期待して選任しております。 また、社外取締役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。
花房 幸範	○	○	——	公認会計士であり、その専門的見地及び経営に関する高い見識を当社監査に反映してもらうことを期待して選任しております。 また、社外取締役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は監査等委員会の職務を補助する使用人として監査等委員会事務運営部を設置しております。
当該使用人が監査等委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとして、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査等委員会の同意を得るものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は内部監査室に対して監査協力を求めることができると共に、監査等委員会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めております。また、定期的に、監査等委員、会計監査人及び内部監査人が一同に会し、それぞれの監査において発見した内部統制上の問題点を共有しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。委員は社外取締役(監査等委員)が委員長(議長)を務め、構成員として代表取締役社長1名、社外取締役(監査等委員)4名であり、合計5名となっており、4名が独立社外取締役(監査等委員)であることにより、公正性、透明性を担保しております。当該委員会は必要に応じて開催し、取締役の指名・報酬に係る事項について審議したうえで、その結果を取締役会へ答申いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員としての資格を充たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、業績向上に対する意欲を高め、当社の企業価値の向上を図る目的として、ストックオプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲を高め、当社の企業価値の向上を図る目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超えるものが存在しないため、報酬の個別開示はしておりません。取締役及び監査等委員の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

a. 役員報酬制度の概要

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、2019年10月16日開催の取締役会にて固定報酬である現金報酬、株式報酬、変動報酬である賞与から構成することを定めており、それぞれの内容は以下の通りであります。

< 基本報酬 >

基本報酬は、現金報酬と株式報酬から構成され、取締役(監査等委員である取締役を除く)の役位毎に報酬ゾーンを設定しており、各役位における役割等を勘案して当該報酬ゾーンの中で決定しております。また、現金報酬と株式報酬の割合は、概ね4～5:1(基本報酬に占める株式報酬割合を15～20%程度)と定めております。

< 株式報酬 >

基本報酬の構成要素である株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「RS」という)に基づき決定しております。

当社のRSは、以下のような制度概要となっております。

・制度の狙い: 当社の中長期的な企業価値向上に対する取締役(監査等委員である取締役を除く)のインセンティブ機能化並びに株主との利害の共有

・譲渡制限期間: 30年

・議決権・剰余金配当の権利等: 譲渡制限期間中も株式に係る議決権の行使その他の株主権の行使をすることができる。(配当金に関する税金については、本人負担)

・譲渡制限の解除: 譲渡制限期間中に正当な事由により、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員のいずれの地位をも退任(死亡による退任を含む。)し、譲渡制限付株式報酬制度の受給資格を喪失した場合には、役務提供期間に応じて期間按分される。

< 変動報酬 >

・現在、変動報酬は賞与のみであり、単年度の業績達成度を勘案して決定しております。

・業績達成度: 期初に定め、開示する売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の達成度

・報酬の算定: 達成度に応じて定める係数を各取締役(監査等委員である取締役を除く)の基本報酬に乗じて求める。

b. 役員報酬等の決定プロセス

当社における取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等は、2019年1月30日開催の定時株主総会にて株式報酬等とは別枠で年額600,000千円以内と決議されております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く)の株式報酬につきましては、2020年1月30日開催の定時株主総会にて譲渡制限付株式を年額100,000千円以内で付与することが決議されております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は2019年1月30日開催の定時株主総会の決議に基づき年額200,000千円以内となっております。

個別の役員報酬の額については、上記株主総会にて決議された総枠の中で、取締役(監査等委員である取締役を除く)は、委員の過半数を独立

社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しており、監査等委員である取締役は、監査等委員の協議にて決定しております。

また、取締役に関する報酬制度、報酬枠、報酬額、業績評価に基づく賞与、報酬に関する重要な規程等の制定、改廃等については、取締役会から指名・報酬諮問委員会へ諮問し、同委員会での審議を経て取締役会にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

現在、当社の社外取締役は、全員監査等委員でありますので、社外取締役を補佐する担当部門として監査等委員会事務運営部を設置しております。当該担当部門は、監査等委員会議事録、社内重要資料の保管管理の他、取締役会開催日時や決議事項の事前通知など、必要に応じてサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状の業務執行体制の概要

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名(田川翔、笹島竜也、藤井誠二、末廣紀彦、榎正規、寺田三男)と、取締役(監査等委員)4名(露木一彦、佐藤信之、藤村平和、花房幸範)で構成されており、議長は代表取締役社長である田川翔が務めております。法定の専決事項、経営方針の策定、重要な業務の意思決定及び取締役相互牽制による業務執行を監督する機関として位置づけられております。取締役会は、原則として毎月開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

(2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員4名(露木一彦、佐藤信之、藤村平和、花房幸範)で構成されており、議長は選定監査等委員である露木一彦が務めております。法定の専決事項及び各監査等委員の監査の状況を共有化しております。監査等委員会は、原則として1ヶ月に1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

なお、監査等委員会の体制は、監査等委員長(独立社外取締役)、監査等委員(独立社外取締役)3名から構成されております。

監査等委員長: 露木一彦(選定監査等委員、独立社外取締役)

監査等委員: 佐藤信之(独立社外取締役)、藤村平和(独立社外取締役)、花房幸範(特定監査等委員、独立社外取締役)

(3) 経営戦略会議

当社は、取締役会の業務執行の効率を高めるため、重要審議事項について取締役会に先駆けて審議する機関として経営戦略会議を設置しております。当該会議は、業務執行取締役6名(田川翔、笹島竜也、藤井誠二、末廣紀彦、榎正規、寺田三男)で構成されており、議長は代表取締役社長である田川翔が務めております。監査等委員である取締役は、オブザーバーとして参加し、当該での協議状況、意思決定状況を監査・監督しております。

(4) 指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の選任・解任、報酬の決定プロセスにおいて、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役候補者の指名、取締役報酬の決定にかかると取締役会機能の独立性、客観性を担保しております。

当社の指名・報酬諮問委員会の構成員は、以下のとおりであります。

委員長: 露木一彦(監査等委員長、独立社外取締役)

委員: 田川翔(代表取締役)、佐藤信之(監査等委員、独立社外取締役)、藤村平和(監査等委員、独立社外取締役)、花房幸範(監査等委員、独立社外取締役)

2. 現状の監査・監督体制の状況

(1) 内部監査室

当社は、代表取締役社長により直接任命された内部監査人2名を配置した組織上独立している内部監査室を設置しております。内部監査人は、当社グループの年間内部監査計画を策定し、業務及び会計に関わる経営活動を全般的に監査しております。

取締役会承認を得た年度監査計画書に基づき、定時監査として直営店舗、本社各部門、関係会社及び工場について原則全部門(各店舗、本社部門各課等)を年1回以上の頻度で監査を実施しております。また、代表取締役社長から特に命じられた場合の他、必要に応じ不定期に臨時監査を実施することとしております。

(2) 監査等委員会監査体制

監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて追加監査と必要な調査を勧告、指示することができる体制としており、また、随時、会計監査人とも連携を図りながら、取締役の職務執行の状況を監査、監督しております。当社は、監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会事務運営部を設置して、専属のスタッフを配置し、監査実務の実効性を高める施策を講じております。

監査等委員会は、監査等委員長(独立社外取締役)、監査等委員(独立社外取締役)3名から構成されております。

2019年10月期においては、監査等委員会を合計10回開催しており、監査等委員全員が全ての回に出席しております。また、取締役会を13回開催しており、監査等委員全員が全ての回に出席しております。

監査等委員会における主な検討事項として、監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の再任に関する評価、会計監査人の報酬等に関する同意等があり、また各監査等委員は、取締役会、経営戦略会議他、社内の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。

(3) 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

また、当社は会社法に基づく会計監査人として同監査法人を選任しております。

b. 継続監査期間

2016年10月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 薬袋 政彦

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田光 完治

同監査法人は、既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士8名、その他11名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の選定を必要とする場合には、候補者から必要な情報を入手したうえで、面談、質問等を通じ、監査法人の品質管理体制や専門性、独立性及び監査の実施体制等並びに監査報酬見積額等に着目して評価を実施し、適任者を選定することとしております。

また、毎年、当社の会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受けただうえで、監査法人の職務遂行状況(従前の事業年度における職務遂行状況を含む)、監査体制及び独立性を勘案し、別途定める会計監査人の評価基準を踏まえ、監査法人の再任の適否について審議し、決定するものとしております。

f.監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、毎年監査法人に対して評価を行っております。監査法人の業務品質の状況、担当監査チームの独立性、監査報酬等の適切性、経営者や監査等委員会とのコミュニケーションの有効性、不正リスクへの対応等の観点から、総合的な評価を行い、現在の監査法人を再任することが適当であると判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員である取締役を4名選任し、当該取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能を強化することを目的として、監査等委員会設置会社というガバナンス体制を選択しております。

また、複数の社外取締役の招聘や、指名報酬諮問委員会の設置により、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図ることに加え、リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制、内部監査体制を確立するとともに、各々について定期的に取締役会での報告を行うことで、取締役会による、取締役の職務執行と執行役員の業務執行の監督を実効性あるものとしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、10月決算会社であることから、株主総会が集中日に該当することはありませんが、毎年1月に定時総会を実施する等、株主の方々が十分に検討し確実に議決権を行使できるような株主総会の開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイト内に掲載しております。 https://www.gift-group.co.jp/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会等を開催し、代表取締役社長が業績及び経営方針等を説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算、期末決算発表後のアナリスト・機関投資家向けの決算説明会の場において、代表取締役社長が業績や経営方針を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在のところ、定期的な開催は予定しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIRサイトにて決算情報、適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業倫理規範」を制定し、株主、お客様、地域社会他、ステークホルダーの立場を尊重する姿勢を明確に定めております。 当該規範に基づき、適時、適切な情報開示を行うとともにステークホルダーの立場を尊重した行動に努めます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適切なタイミングで情報開示できるように、コーポレートサイトや決算説明会などを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 内部統制システムの整備の状況

取締役会で決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、取締役、使用人に法令、定款並びに企業理念を遵守させることが重要であると認識しており、企業理念の浸透のために理念研修を入社時に新入社員及び中途社員全員に対して実施している。

ロ 取締役会は、内部統制の基本方針を定め、取締役、使用人の内部統制システムの遵守状況を監督する。

ハ 取締役会は、法令、定款に加え、企業理念、企業倫理規範、取締役会規程を始めとする各種社内規程に準拠して経営に関する重要事項を決定する。

ニ 管理本部をコンプライアンスの統括部署と位置づけ、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会と連携してコンプライアンス状況のフォローアップを実施する。

ホ 取締役、使用人の職務執行の適切性を確保するため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は、効率的な内部監査を実施するため、監査等委員(監査等委員会)、会計監査人と適宜情報交換する等、三様監査体制を構築するとともに、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況の確認、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行う。

ヘ 管理本部は、企業活動に関連する法規及び定款の周知、並びに会社規程類等の継続的整備及び周知を図る。

(b) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査等委員会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行にかかる情報の取扱いは、法令及び取締役会規程、監査等委員会規程、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、定められた期間保存、管理する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク管理規程を制定し、当該規程の下で発足したリスク管理委員会を中心として多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

ロ 当社は、リスク管理委員会を四半期毎に開催し、リスク管理計画の進捗状況をフォローアップする。リスク管理委員会は、重要リスクの管理状況について取締役会に報告し、適宜指示を仰いでいる。

ハ 内部監査室は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、重要事項については取締役会に報告する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会規程に準拠し、定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

ロ 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

ハ 每期、取締役会にて中期経営計画を策定し、経営目標を明確化する。

ニ 毎月実施される定時取締役会において、年度事業計画(予算)の業績進捗状況を確認し、分析、改善施策の検討を行うとともに、中期経営計画への影響度も適宜把握し、当該影響度と改善施策を踏まえて每期、中期経営計画をローリングする。

(e) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社の企業理念をグループ会社各社で共有し、同一理念に基づいて企業価値の向上と業務の適正を確保する。

ロ 関係会社管理規程に基づき、主管部署の経営企画室が中心となってグループ会社各社の経営状況を管理し、取締役会に適宜報告を行う。

ハ 子会社の取締役会には、当社より取締役を派遣し、当社の経営の意思を反映させるとともに、子会社側に経営上のリスクが生じた場合には速やかに当社取締役会に報告を行い、対策を協議する。

ニ 子会社には原則として監査等委員である取締役を派遣し、監査結果に基づいて当該業務を取締役及び業務執行の責任者へ報告を行う。

ホ 内部監査室は、子会社の内部統制の有効性についても監査し、その結果を代表取締役社長並びに主管部門の責任者に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。

ヘ 子会社の業績進捗については、経営企画室が主管となって関係する取締役とともに月次に業績レビューを行い、必要に応じて対策を講じる。

(i) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

イ 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人として、監査等委員会事務運営部を設置している。

ロ 当該使用人が監査等委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとして、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査等委員会の同意を得るものとする。

(g) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ 監査等委員会又は監査等委員は、会社の重要な意思決定の過程、業務執行の状況等を把握するため、取締役会を始めとする全ての会議、委員会等に出席することができる。

ロ 取締役及び使用人は、以下の事項を始め監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

- ・重要な機関決定事項
- ・経営における重要事項
- ・会社に重大なリスクを及ぼすおそれのある事項
- ・重要な法令、定款違反
- ・不正行為
- ・その他重要事項

ハ 監査等委員に報告、相談を行った取締役、使用人もしくは子会社の役職員に対して、当該報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、その旨を取締役、使用人もしくは子会社の役職員に周知徹底する。

(h) 監査等委員の職務執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下本項において 同じ。)について生じる費用または債務の処理

にかかるとの方針に関する事項

イ 取締役は、監査等委員の職務執行に協力し、監査の実効性を担保するための予算措置を図り、監査等委員の職務執行にかかる経費等の支払を行う。

ロ 当社は、監査等委員が職務執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を行う。

(i) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 代表取締役社長及び内部監査室は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。

ロ 監査等委員会又は監査等委員は、取締役会を始め、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

ハ 監査等委員会は、管理本部各部門、経営企画室に対して随時必要に応じて監査への協力要請ができることとし、内部監査室に対しても監査協力を求めることができる。内部監査室は、監査等委員会による効率的な監査に協力する。

ニ 監査等委員会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

ホ 当社は、監査等委員会がグループ会社各社への立ち入り、重要な取引先等の調査、弁護士、公認会計士の外部専門家との連携等、各種重要情報が収集できる環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力との一切の関係を持たない、不当、不法な要求にも一切応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を制定して会社としての対応方針の明文化を図っております。取引開始時においては、反社会的勢力断絶条項を設けた取引基本契約を全取引先と締結するとともに、反社会的勢力チェックを実施し、反社会的勢力であることが判明した取引先とは取引を開始いたしません。また、既存取引先が反社会的勢力との関係を有した場合には、取引を停止いたします。さらに事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

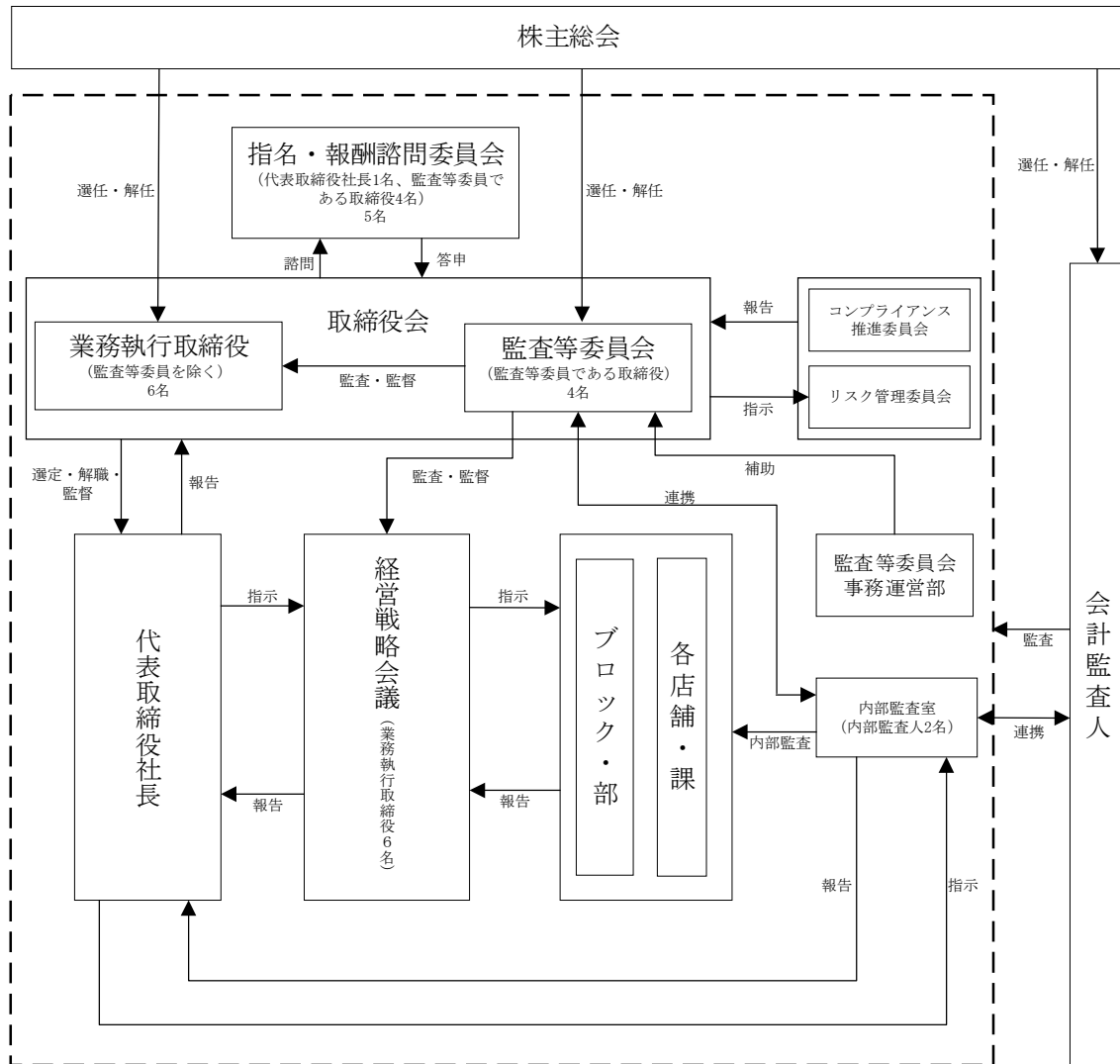
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

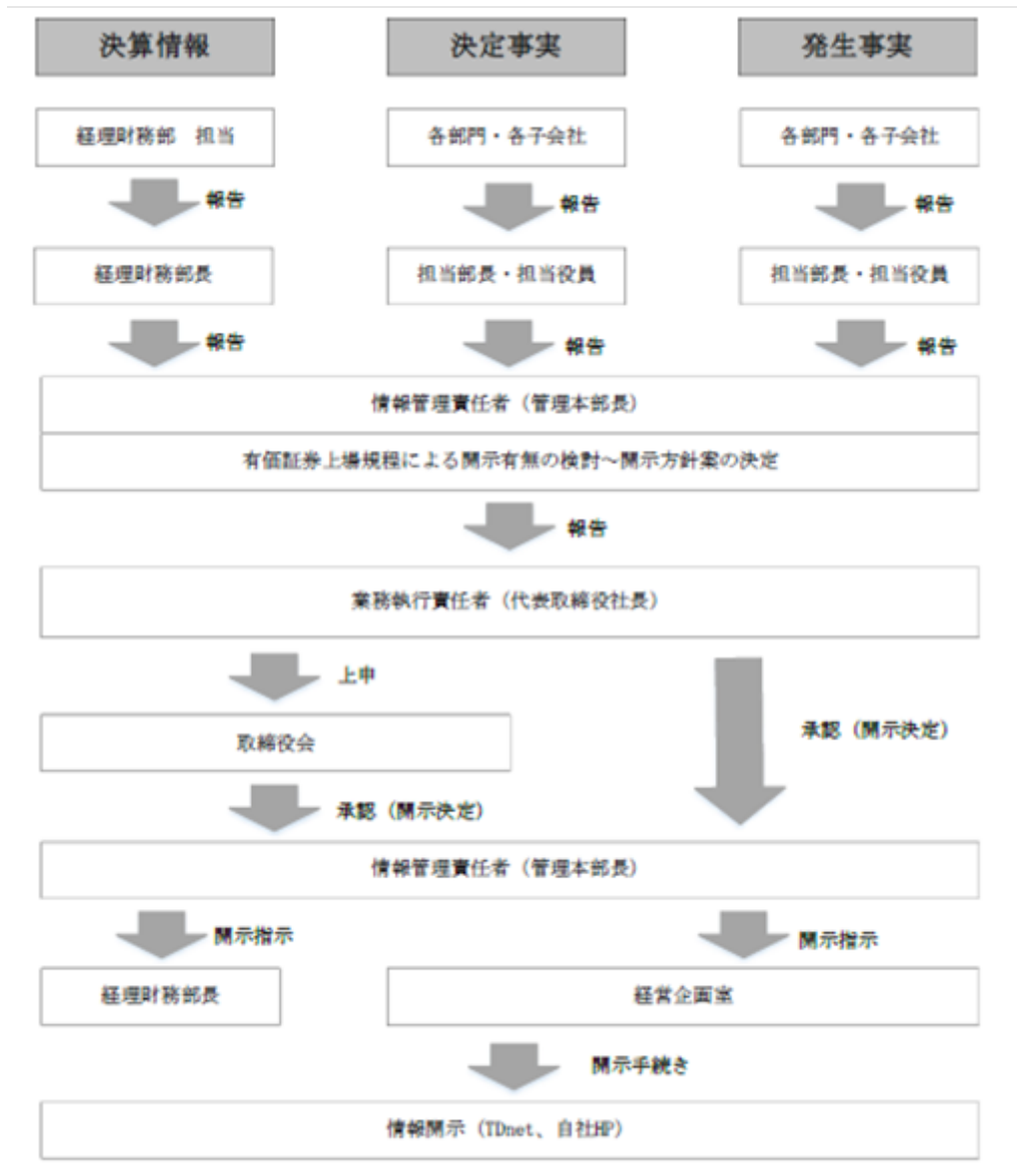
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上